

平成29年4月スタート

## 新婚世帯・子育て支援引越し費用助成事業

### 助成対象世帯

平成28年10月1日以降に町外から秩父別町に転入し、3年以上定住する意思のある次の世帯

- ①新婚世帯 申請時に婚姻後3年未満で夫婦の合計年齢が満80歳未満の世帯
- ②子育て世帯 高校生以下のお子さんを養育している世帯

※民間賃貸住宅、公的賃貸住宅、持家(新築、中古住宅購入)のほか、実家への転入も助成対象です。

### 助成額

- ①新婚世帯 定額20万円
  - ②子育て世帯 定額20万円(高校生以下のお子さんが3人以上の場合は定額30万円)
- ※勤務先から移転料等が支給される場合は、移転料等を控除した額を助成します。  
※3年未満で転出した場合は、助成金を返還していただきます。

### 助成期間

平成29年4月から平成31年3月まで(1回限り)

### 申請期限

次の期間内に役場建設課で申請手続きをしてください。(平日の8時30分から17時15分まで)

- ①平成29年4月1日以降に転入した世帯は、住民票の異動の日から30日以内
- ②平成28年10月1日から平成29年3月31日の間に転入した世帯は、平成29年4月3日(月)から平成29年4月28日(金)まで

### 提出書類

#### 必須書類

- ①補助金等交付申請書
- ②補助金等申請概要書
- ③住民票・戸籍簿状況調査兼町税・使用料等納入状況調査承諾書

#### 必要に応じて提出するもの

新婚世帯で本籍地が秩父別町以外の場合、戸籍抄本または戸籍謄本  
勤務先から移転料が支払われる場合、その額が確認できるもの など



### その他

- ・この事業は、平成29年度、平成30年度の2年間実施します。
- ・町税のほか町に支払う保険料、家賃、水道料等が未納の場合は、助成を受けられません。
- ・平成28年10月1日以降に転入した新婚世帯・子育て世帯向けの家賃助成事業もあります。

お問合せ 秩父別町役場 建設課 電話(代表) 0164-33-2111